



弁護士法人  
神戸シティ法律事務所

# 【ダイジェスト版】 個人情報保護法 のポイント

---

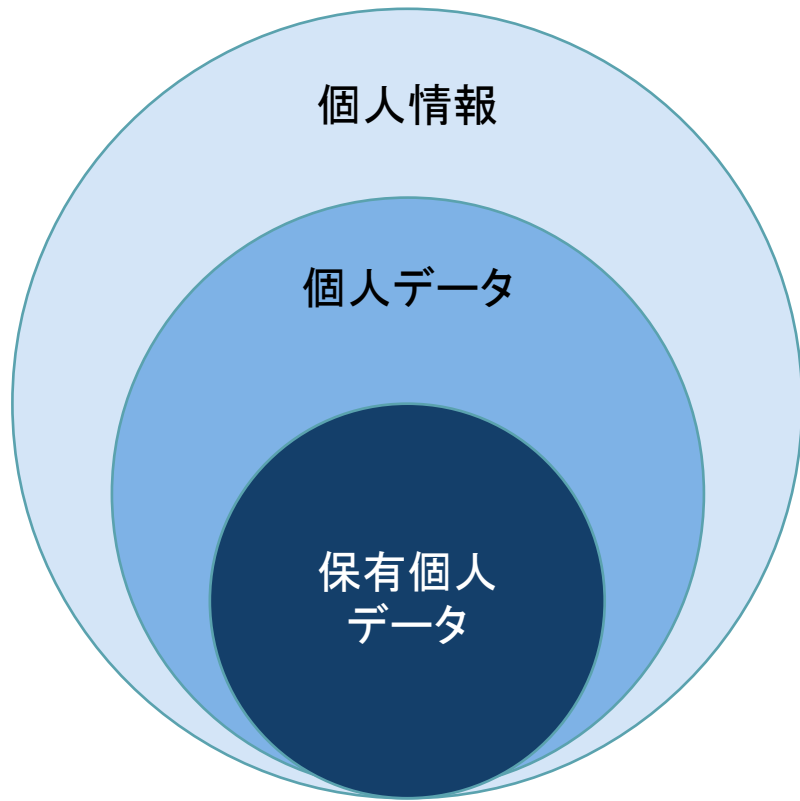
弁護士法人神戸シティ法律事務所  
弁護士 中馬 康貴

# 本日の内容

---

1. 定義
2. 「取得」に関する規制
3. 「管理」に関する規制
4. 「利活用」に関する規制

# 1-1) 定義相互の関係性



個人情報保護法は、

- ①「個人情報」(法2条1項)、
  - ②「個人情報」のうち、「個人情報データベース等」(法2条4項)を構成する「個人データ」(法2条6項)、
  - ③「個人データ」のうち、個人情報取扱事業者が開示、訂正、削除などの権限を有するものである「保有個人データ」(法2条7項)
- の3類型を用意し、各類型に応じた段階的な規制を設けている。

★「個人情報」→「個人データ」→「保有個人データ」に該当するにしたがって、個人情報取扱事業者の遵守すべき事項が多くなる構造となっている。

(参考) 個人情報、個人データ、保有個人データの義務規定の差異

			個人情報		
				個人データ	
					保有個人データ
第15条	取得	利用目的の特定	○	○	○
第16条		利用目的による制限	○	○	○
第17条		適正な取得	○	○	○
第18条		取得に際しての利用目的の通知等	○	○	○
第19条	管理	データ内容の正確性の確保等		○	○
第20条		安全管理措置		○	○
第21条		従業員の監督		○	○
第22条		委託先の監督		○	○
第23条	第三者提供	第三者提供の制限		○	○
第24条		外国にある第三者への提供の制限		○	○
第25条		第三者提供に係る記録の作成等		○	○
第26条		第三者提供を受ける際の確認等		○	○
第27条	公表等	保有個人データに関する事項の公表等			○
第28条		開示			○
第29条		訂正等			○
第30条		利用停止等			○
第31条		理由の説明			○
第32条		開示等の請求等に応じる手続			○

引用：  
金融機関における個人情報保護に関するQ&A  
(一部加筆)

## 1－(2) 「個人情報」

---

生存する個人に関する情報であって、

①－1 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(法2条1項1号)

①－2 当該情報単体では特定の個人を識別できないが、他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(法2条1項1号) 以上「**従来型個人情報**」

② 個人識別符号が含まれるもの(法2条1項1号) 以上「**個人識別符号型個人情報**」  
のいずれかに該当するもの

## 1-(2) 「個人情報」

①-1 当該情報に含まれる氏名、**生年月日その他の記述等**により特定の個人を識別することができるもの

例1

顧客データベース						
顧客ID	氏名	電話番号	住所	生年月日	性別	
123456789	田中太郎	03-XXXX-XXXX	東京都品川区	S62.3.15	男	
123456789	山田次郎	06-XXXX-XXXX	大阪府堺区	S58.6.4	男	
123456789	高橋花子	03-XXX-XXXX	東京都品川区	S62.3.15	女	

顧客データベース(当該情報)に含まれる氏名、生年月日、住所等により特定の個人を識別できる当該情報(顧客データベース)の全体が「個人情報」に該当する。

①ー2 当該情報単体では特定の個人を識別できないが、他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの

## 1-2 「個人情報」

購入履歴				
顧客ID	日付	購入店舗	商品名	購入金額
123456787	R3.3.1	神戸店	AAA...	3,500円
123456788	R3.3.3	五反田店	BBB...	4,700円
123456789	R3.4.5	新宿店	CCC...	13,500円

容易に照合が可能か？

顧客データベース			
顧客ID	氏名	電話番号	住所
123456787	田中太郎	078-XXX-XXXX	神戸市灘区●●町1-2-3
123456788	山田次郎	06-XXX-XXXX	大阪市天王寺区●●1-3-4
123456789	高橋花子	03-XXX-XXXX	東京都品川区●●1-4-6

購入履歴データベースが他の情報(=顧客データベース)と容易に照合(紐付け)できる場合  
 ↓  
 それにより特定の個人を識別できるので、購入履歴データベース全体が①ー2の種類の「個人情報」に該当する。

# 1－(2) 「個人情報」

---

## ② 個人識別符号が含まれるもの

「個人識別符号」とは…

### ②－1

特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの（法2条2項1号）

例：

DNA、顔認証情報、虹彩、声紋、歩行態様、手の静脈、指紋又は掌紋（政令1条1号イないしト）

⇒「身体の特徴」に関するもの





# 1-(2) 「個人情報」

## ② 個人識別符号が含まれるもの

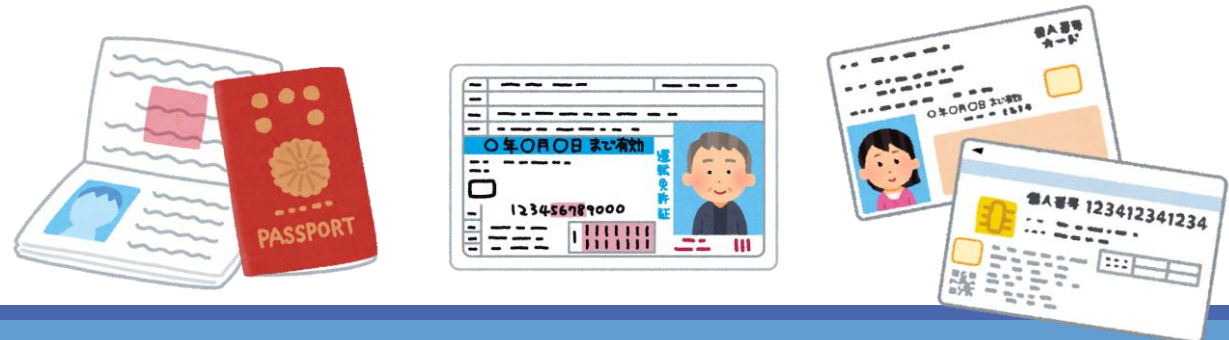
### ②-2

個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの(法2条2項2号)

例:

旅券番号(政令1条2号)、基礎年金番号(政令1条3号)、免許証番号(政令1条4号)、住民票コード(政令1条5号)、マイナンバー(政令1条6号)

⇒「公的番号」が対象



# 1-(3) 「個人データ」

「個人データ」とは、「**個人情報データベース等**」を構成する「**個人情報**」(法2条6項)。

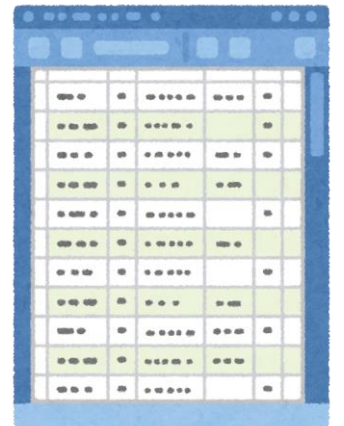
⇒「個人情報データベース等」とは、「**個人情報を含む情報の集合物**」(法2条4項柱書)であって、「**特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの**」(法2条4項1号)「**特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの**」(法2条4項2号、政令3条2項)。

「個人情報データベース等」の例:

**顧客管理用データベース、雇用管理要データベース、紙媒体の名簿**(氏名の50音順など個人情報を一定の規則で整理・分類して体系化し、個人情報を容易に検索可能にしているもの)

※文字列検索によってたまたま検索できるというだけでは「個人情報データベース等」には該当しない。

(例:ワードで作成され、PCのハードディスク内に保存されている、出席者氏名が記載された会議議事録)



...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...

## 1-(4) 「保有個人データ」

---

### <現行法>

「個人情報取扱事業者が、①開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、②その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のもの」(法第2条7項)

### <★令和2年改正法>

「個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のもの」(改正後法第2条7項)

## 2. 「取得」に関する規制

---

### (1) 利用目的による制限

- ① 利用目的の特定(法第15条1項)
- ② 利用目的の範囲内での個人情報の利用  
(法第16条)
- ③ 利用目的の変更(法第15条2項)

### (2) 取得方法に関する規制

- ① 不正手段による取得の禁止(法第17条1項)
- ② 要配慮個人情報の取得に関する特則  
(法第17条2項)
- ③ 取得に際しての利用目的の通知・公表  
又は明示(法第18条)

## 2-1(1) 利用目的による制限

### (1) 利用目的による制限

- ① 利用目的の特定(法第15条1項)
- ② 利用目的の範囲内での個人情報の利用  
(法第16条)

例:商品販売のために氏名、住所、メールアドレスを取得する場合

○ 「〇〇事業における商品発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのため」

× 「事業活動に用いるため」「営業活動のため」

#### 第十五条

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

## 2-1(1) 利用目的による制限

### (1) 利用目的による制限

- ① 利用目的の特定(法第15条1項)
- ② 利用目的の範囲内での個人情報の利用(法第16条)
- ③ 利用目的の変更(法第15条2項)

違反する例:

「商品の発送のために利用」



「新商品の案内のために利用」

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 略

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

## 2-(1) 利用目的による制限

### (1) 利用目的による制限

- ① 利用目的の特定(法第15条1項)
- ② 利用目的の範囲内での個人情報の利用  
(法第16条)
- ③ 利用目的の変更(法第15条2項)

#### 第15条

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

→関連性のない変更の場合は、目的外利用に準じて、あらかじめ本人の同意を得ることが必要(法第16条1項)  
→変更後は、再度利用目的を通知(法第18条3項)

#### ●認められる例

- ・「当社が提供する新商品・サービスに関する情報のお知らせ」に「既存の関連商品・サービスに関する情報のお知らせ」を追加する場合
- ・「当社が提供する既存の関連商品・サービスに関する情報のお知らせ」に「新商品・サービスに関する情報のお知らせ」を追加する場合

#### ●認められない例

- ・当初の利用目的に「第三者提供」が含まれていない場合において、新たに、法23条2項の規定による個人データの第三者提供を行う場合
- ・「会員カード等の盗難・不正使用発覚時の連絡のため」としてメールアドレス等を取得したい場合に、「当社が提供する商品・サービスに関する情報のお知らせ」を追加する場合

## 2-(2) 取得方法に関する規制

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

例：

- ・十分な判断能力を有していない子供から、取得状況からみて関係の無い家族の個人情報を、家族の同意なく取得する場合
- ・個人情報を取得する主体や利用目的等について、意図的に虚偽の情報を示して本人から個人情報を取得する場合

### (2) 取得方法に関する規制

- ① 不正手段による取得の禁止(法第17条1項)
- ② 要配慮個人情報の取得に関する特則(法第17条2項)
- ③ 取得に際しての利用目的の通知・公表又は明示(法第18条)



## 2-(2) 取得方法に関する規制

第十七条 2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(以下略)

→原則として、「要配慮個人情報」の取得には本人の同意が必要。

オプトアウト方式(後述)による要配慮個人情報の第三者提供は不可(法第23条2項)

### (2) 取得方法に関する規制

- ① 不正手段による取得の禁止(法第17条1項)
- ② 「要配慮個人情報」の取得に関する特則(法第17条2項)
- ③ 取得に際しての利用目的の通知・公表又は明示(法第18条)

## 2-2) 取得方法に関する規制

---

### 「要配慮個人情報」とは

「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」(法第2条3項)

→ **ポイント** 限定列挙であり、推知情報(=要配慮個人情報を推測させる情報)は「要配慮個人情報」には含まれない。

例:「コーランを購入したこと」

(イスラム教徒であると推認させるが、信条そのものではない。)

## 2-(2) 取得方法に関する規制

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- ・インターネット、官報、職員録等から個人情報を取得した場合
  - ・第三者から個人情報の提供を受けた場合
- ⇒ 予め利用目的を公表している場合を除き、速やかに利用目的を本人に通知または公表しなければならない。

（法第17条2項）

- ・本人から直接個人情報を取得する場合
- ⇒ 予め本人に対し利用目的を明示しなければならない。

### 3. 「管理」に関する規制

---

- (1) 個人データの内容の正確性確保(法19条)
- (2) 安全管理のための必要・適切な措置(法20条)
  - ① 組織的安全管理措置
  - ② 物理的安全管理措置
  - ③ 人的安全管理措置
  - ④ 技術的安全管理措置
- (3) 従業者に対する監督(法21条)
- (4) 委託先に対する監督(法22条)

個人情報保護委員会  
「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」  
「同ガイドラインに関するQ&A」  
を参照！  
(<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>)

## 4. 「利活用」に関する規制

---

### (1) 「個人データ」の第三者提供に関する規制

- ① 個人データの第三者提供の制限(法第23条)
- ② 個人データ提供時の記録作成・保管義務(法第25条)
- ③ 個人データ受領時の確認・記録作成・保管義務(法第26条)

### (2) 匿名加工情報

### (3) 仮名加工情報 ★令和2年法改正対象

## 4-(1) 第三者提供規制

・前提として利用目的として第三者提供を定める必要がある(法第15条1項)。

大原則 : 第三者に提供するには、あらかじめ本人から同意を得なければならない(法第23条1項本文)。

オプトアウト: あらかじめ次の事項を本人に通知または本人が容易に知り得る状態に置くとともに個人情報保護委員会へ届出ることにより、要配慮個人情報を除く個人データを第三者に提供することが可能(法第23条2項)。

- ① 第三者提供を利用目的とすることとその対象項目
- ② 第三者への提供方法
- ③ 求めに応じて第三者提供を停止することおよび本人の求めを受付ける方法
- ④ 提供者の氏名・住所・代表者名
- ⑤ 提供される個人データの取得方法
- ⑥ 委員会規則で定める事項(データの更新方法・提供開始年月日(規則第7条4項)) ★R2法改正による追加

適用除外  
(法第23条1項各号)

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命・身体・財産の保護に必要であり、かつ本人の同意を得ることが困難な場合
- ③ 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合
- ④ 国の機関等への協力

「第三者」に該当しない  
(法第23条5項各号)

- ① 委託先
- ② 事業の承継
- ③ 共同利用  
→ 共同利用する個人データの項目、共同利用者の範囲等をあらかじめ本人に通知

個人情報取得時に、その時点で予測される個人データの第三者提供について、包括的に同意を得ておくことも可能。

# 4-1) 提供時の義務

## 1 記録義務

### (1) 記録事項

「提供年月日」、「提供先の第三者氏名・名称」、「提供データで特定される本人の氏名等の本人特定事項」、「提供データの項目」、「(本人の同意による場合は)本人の同意があること」。

### (2) 記録方法

・原則は、個々の授受に関する記録を個別に作成。

→一定期間内に特定事業者との間で継続反復して個人データを授受する場合は、一括して記録を作成できる(規則第12条2項)。

→物品・役務の提供に関連し個人情報を提供した場合で、契約書その他の書面に上記事項が記載される場合は、当該書面で代替可能(規則第12条2項)。

例: 本人が投稿したSNS、ブログ等に記載された情報の取得

例: 個人情報取扱事業者が本人からの委託に基づき個人データを第三者提供する場合

### (3) 記録義務の例外

- ・法第23条1項各号の場合
- ・法第23条5号各号の場合
- ・「本人による提供」「本人に代わる提供」
- ・「本人と一体と評価できる関係にある者への提供」

## 2 保管義務

### (1) 原則

3年間

### (2) 例外

- ・契約書その他書面により代替する場合  
→最後に個人データの提供を行った日から起算して1年を経過するまでの間
- ・一括して記録を作成する場合  
→最後に個人データの提供を行った日から起算して3年を経過するまでの間

例: 本人が別の者を指定して、自己に連絡をする際は当該指定者に連絡するように要請した場合

# 4-1) 受領時の義務

## 1 確認義務

提供者側に対し、

- ① 提供元の第三者の氏名・名称と住所、法人の場合は代表者の氏名
- ② 提供に至った個人データを提供元の第三者が取得した経緯等の事項を契約書等の開示を受けて確認する。

## 2 記録義務

### (1) 記録事項

「提供年月日」、「提供元の第三者氏名・名称」、「取得経緯」、「提供データで特定される本人の氏名等の本人特定事項」、「提供データの項目」、「(オプトアウトの場合は)個人情報委員会による公表の有無」、「(本人の同意による場合は)本人の同意があること」。

### (2) 記録方法

- ・原則は、個々の授受に関する記録を個別に作成。
- 一定期間内に特定事業者との間で継続反復して個人データを授受する場合は、一括して記録を作成できる(規則第12条2項)。
- 物品・役務の提供に関連し個人情報を提供した場合で、契約書その他の書面に上記事項が記載される場合は、当該書面で代替可能(規則第12条2項)。

### (3) 記録義務の例外

- ・法第23条1項各号の場合 ・法第23条5号各号の場合
- ・「本人による提供」「本人に代わる提供」
- ・「本人と一体と評価できる関係にある者への提供」
- ・「受領者にとって個人情報又は個人データに該当しない場合」
- ・「提供を受ける行為があったとは言えない場合」

## 3 保管義務

提供者と同様

例: 受領者の意思とは無関係に一方的に個人データが送付された場合



ご清聴ありがとうございました